

管理番号 No. _____

重要事項説明書

居宅介護支援事業所

利用者： _____ 様

事業者： 株式会社関野研究所 _____

事業所： せきのハートケアサービス _____

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社関野研究所（以下「事業者」という。）が開設する、「せきのハートケアサービス」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思、人格、心身の状況及びその置かれている環境等を尊重又は勘案して、その利用者が可能な限り、その居宅において有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立ったサービスの提供及び援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービス提供者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

5 事業の実施に当たっては、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、重要事項説明書・重要事項説明書別紙を交付し、説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 事業所は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを利用者に説明するものとする。

1. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	せきのハートケアサービス
所在地	東京都豊島区池袋3丁目29番17号
電話番号	03-3981-5161
管理者	酒井雅子
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (東京都 第1371604925号)
サービスを提供する実施地域※	豊島区 板橋区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 名

(管理者 1人 (常勤、介護支援専門員と兼務))

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

① 介護支援専門員 2人以上 (常勤職員2人 (うち1人は管理者と兼務))

(非常勤職員、業務状況を勘案し増員することができる)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(3) 営業時間

平日 月～金曜日 09:00～17:00 まで

(土曜・日曜・祝日・年末年始は休業)

ただし、上記営業時間以外であっても、緊急時には電話転送等により、できるだけ24時間常時連絡が可能な体制をとるように努めます。

2. 利用料金

厚生労働大臣が定める金額とする。

付属別紙【利用料金】参照

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じての金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

3. サービス内容に関する 相談・苦情 窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

○連絡先・窓口

せきのハートケアサービス 管理者 酒井雅予 (東京都豊島区池袋3丁目29番17号)

電話 03 - 3981 - 5161

○相談等対応時間

平日月～金曜日における (土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)、09:00～17:00 まで

○対応者

管理責任者 ・ 介護支援専門員 ・ 相談窓口担当

ご不明な点は、何でもおたずねください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・豊島区 介護保険課 電話：03-3981-1318
(平日 9:00～17:00 土曜・日曜・祝日 12/29～1/3 除く)

- ・板橋区 介護保険課 電話：03-3579-2079
(平日 9:00～17:00 土曜・日曜・祝日 12/29～1/3 除く)

- ・東京都国民保険団体連合会 電話：03-6238-0177
(平日 9:00～17:00 土曜・日曜・祝日 12/29～1/3 除く)

4. 事業者の概要

法人種別	株式会社
名称	株式会社関野研究所
設立	昭和 42 年 1 月
所在地	東京都豊島区池袋 3 丁目 29 番 17 号
電話	03-5396-4515
代表取締役	佐々木 清
事業内容	居宅介護支援事業、臨床薬理試験、臨床検査、医療事務、経理事務受託業

5. 秘密の保持・個人情報の保護

- (1) 当事業所の従業員が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間はもちろん、従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議・病院・施設連携等で利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議・病院・施設連携等で用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び当事業所の「個人情報保護方針」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- (4) 利用者が病院又は診療所・施設に入所する場合、利用者又は家族は 介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所・施設に伝えるものとする。
- (5) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- (6) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

6. 事故発生時の対応

サービス提供に基づき事故が発生した場合は、市町村及び利用者の家族に連絡するとともに、速やかに必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき責任が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動（幹事会社）
加入保険名	介護事業者賠償責任補償

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

5. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 居宅サービス計画の新規作成及び変更、要介護更新認定、要介護状態変更が行われるときは、利用者の状態の把握を行うために、サービス担当者会議を開催致します。サービス担当者会議開催にあたって、テレビ電話装置等の機器を使用する場合は、あらかじめ利用者または家族に説明のうえ使用致します。使用する機器は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、安全に管理致します。
- (2) 担当の介護支援専門員は、前6ヶ月間に事業所にて作成された居宅サービス計画の総数のうち、
・訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、その回数のうち同一法人によって提供されたものが占める割合について利用者または家族に文書を交付して説明致します。(別紙添付)
- (3) 担当の介護支援専門員より、居宅サービス計画の原案を利用者または家族に対してご説明致します。利用者または家族より文書による同意を頂いた上で、居宅サービス計画を交付致します。
- (4) 担当の介護支援専門員は、少なくとも1ヶ月に1度 利用者の居宅を訪問し、直接 利用者と同面談させていただきます。面接結果は、記録に残し利用者の状態の経過を把握致します。
- (5) 担当の介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合や、居宅サービス計画に位置付けられた費用の総額が区分支給限度額に占める割合、及び訪問介護の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当し、かつ市区町村から求めがあった場合には、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市区町村に届け出致します。
- (6) 担当の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の開始に際し、あらかじめ利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するとともに、指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を致します。

6 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

7 感染症の予防及びまん延防止対応について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設置及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内で感染症の発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
 - ① 感染症対策を検討する委員会を6ヶ月に一回以上開催し、その結果を周知します。
 - ② 感染症対策の指針を整備します。
 - ③ 従業者に対して定期的な研修及び訓練を実施します。

9 ハラスメントについて

当社は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。ハラスメント事案が発生した場合、即座に対応し再発防止会議等により同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

ハラスメントに対する基本的な考え方について定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10 高齢者虐待防止について

当社は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

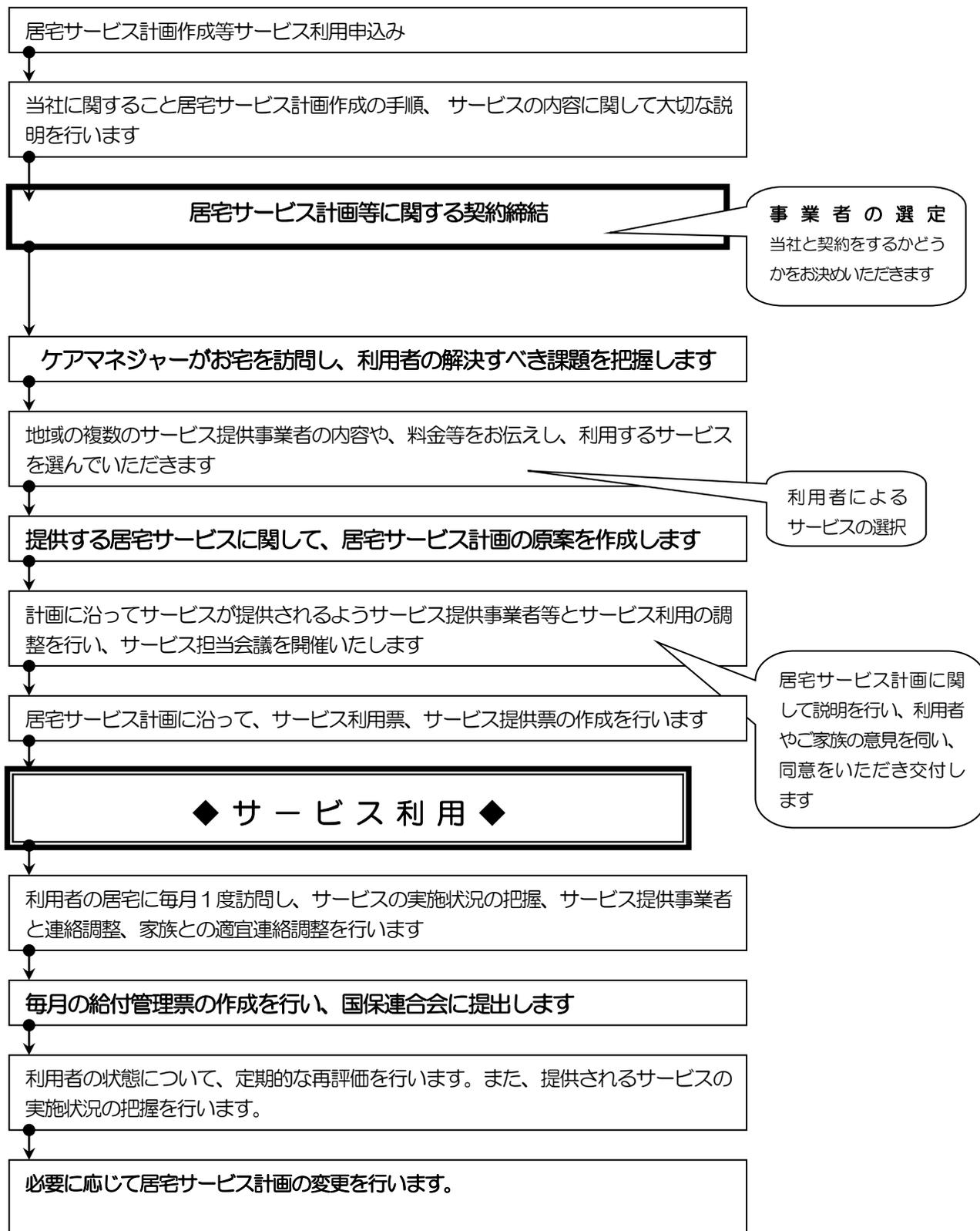
- (1) 虐待防止に関する担当者は、管理者 酒井雅予です。
- (2) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知します。
- (3) 虐待防止の為の指針を整備します。
- (4) 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して定期的実施し、人権意識の向上、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報します

11 身体拘束等適正化について

当社は、利用者等の身体拘束適正化等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束適正化等に関する担当者は、管理者 酒井雅予です。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的実施し、その結果を従業者に周知をします。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、身体拘束の適性のための研修を定期的実施します。

サービス提供の標準的な流れ



居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を記した文書を交付して説明を行いました。

事業所

【所在地】 東京都豊島区池袋3-29-17

【名称】 せきのハートケアサービス

【管理者】 酒井 雅予

【説明者】

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

【住所】

【氏名】

[代理人]

【住所】

【氏名】

【続柄】